

子ども版広聴「子どもレター」

令和5年6月16日
スタート



- 「もっと区民に身近な区役所になるための改革」第1弾！
- 子どもが直接、区長に手紙を送れる！
- 未来の豊島区の主役である小中学生などの声を、積極的に区政に反映
- 子どもに親しまれるかわいらしい様式は職員たちのオリジナル
- 子どもレター様式は子どもが集まる区施設中心に約120ヶ所に設置
(豊島区ホームページの専用フォームからも意見を送信可能)



子どもレター導入前は・・・

たくさんの子どもの声を聴きたい！

豊島区南池袋
一丁目45番1号
豊島区長行
(区民の声担当)

住所 豊島区 ()
電話番号 ()
フリガナ
氏名 性別
回答 1. 希望する(文書・電話)
2. 希望しない
※回答者の住所は、住所・電話番号・氏名、回答内容が区役所に送られます。

「区民の声」を お聞かせください

日ごろ、区民の皆さんが、
区に対して感じていること、
望むことをこの「広聴はがき」
でお聞かせください。
今後の区政運営に活かして
いきます。

豊島区長

【問い合わせ先】
豊島区民参加推進課区民相談係 (電話: 03-4609-2411)

【設置場所】
区役所、区民参加推進・図書館、地域文化創造館、
としみずくプラザ10F、R2、高齢者総合相談センター、
施設関係、後援施設、区民ひろば等の窓口

※100 名宛宛に100名宛宛に設置しています。

子どもレターの誕生

子どもが手に取りやすいよう、かわいい様式
を用意。区職員がデザインした、みんなの意
見を聞く「なやミミ」、みんなの悩みを吸い
取る「すいトリ」というかわいらしいキャラ
クターが描かれています。名前は、区立小学
校4年生から中学3年生にアンケートを取り、
2,755名の投票結果で決まりました。

豊島区ホームページの専用フォームや広
聴はがきで意見を提出した子どもがいま
しました。(4~5件/年)



子どもだって
意見を言いたい！



すいトリ



なやミミ

「子どもレター」専用様式

こちらの面にメッセージを書きます。

裏面

番号どおりに
折りたたむと

封筒になります！



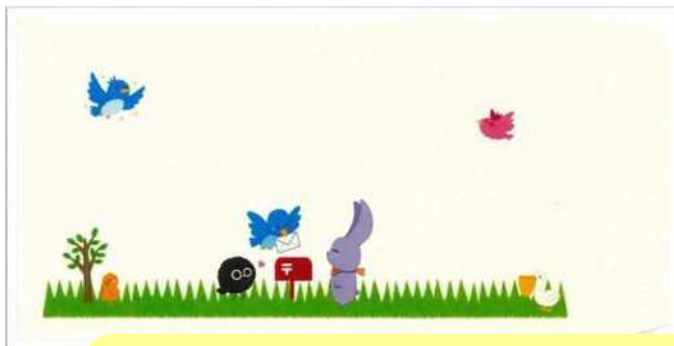
封筒にしたら受取施設
の職員へ渡します。

3

「子どもレター」返信用様式

返事はかわいいイラスト入り専用便箋
に書いて、区長の署名を入れます。

豊島区ホームページからメッセージを送
信した子どもにはメールで返信します
(メールアドレスが分かる場合)



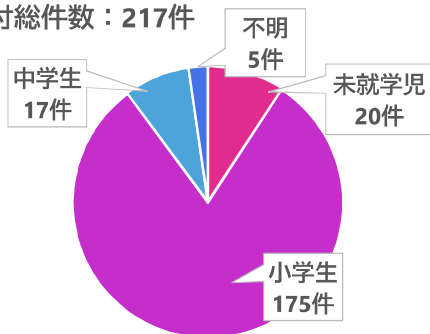
封筒もこだわっています！
レター用紙に住所を書いた子どもには郵送し、
住所の記載がない子どもには受け取った施設で手
渡しします。

4

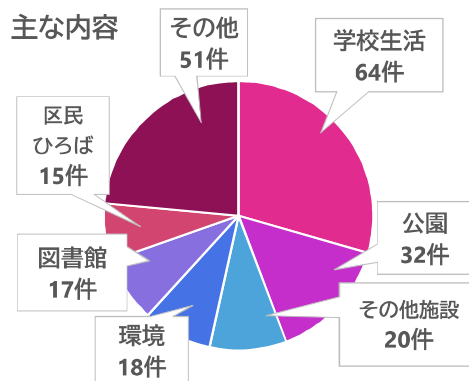
子どもたちからたくさんの声が届きました

令和6年度実績

受付総件数：217件



主な内容



* その他施設：保育園・幼稚園・民間施設

「子どもの声」で実現・改善しました ※一例

トランポリンができる公園が欲しいです



「池袋本町電車の見える公園」に飛び跳ねられるクッション遊具を設置！



5年1組の黒板が汚いので、新しいのに替えてください



黒板が劣化していたので、黒板をリニューアル！



バスケットボールの練習場所が欲しいです



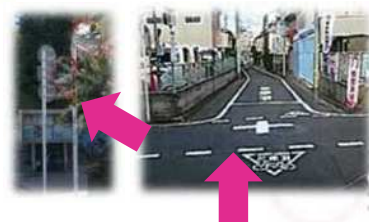
「朝日公園」のキャッチボール場にバスケットゴールを増設！



図書館近くの交差点で車にぶつかりそうになりました



カーブミラーを増設！さらに、新しく白線を引いて注意喚起！



新聞でも紹介されました



R7/3/31毎日新聞

R5/6/23毎日新聞



君の意見 区長に送ろう



R5/6/23東京新聞

小学生に比べ、中学生からの声が少ないため、令和6年度より中学生向け周知を強化

座談会「中学生の声がほしい」の実施

区立中学校8校から参加の中学生（33名）に「どうしたら中学生からの声が増えるか」を聞いてみました。



中学生からのアドバイス
知名度が低いので大々的にPR！
心理的ハードルの低いオンラインでの提出がよい

ポスターを区内の掲示板や区の施設に掲示

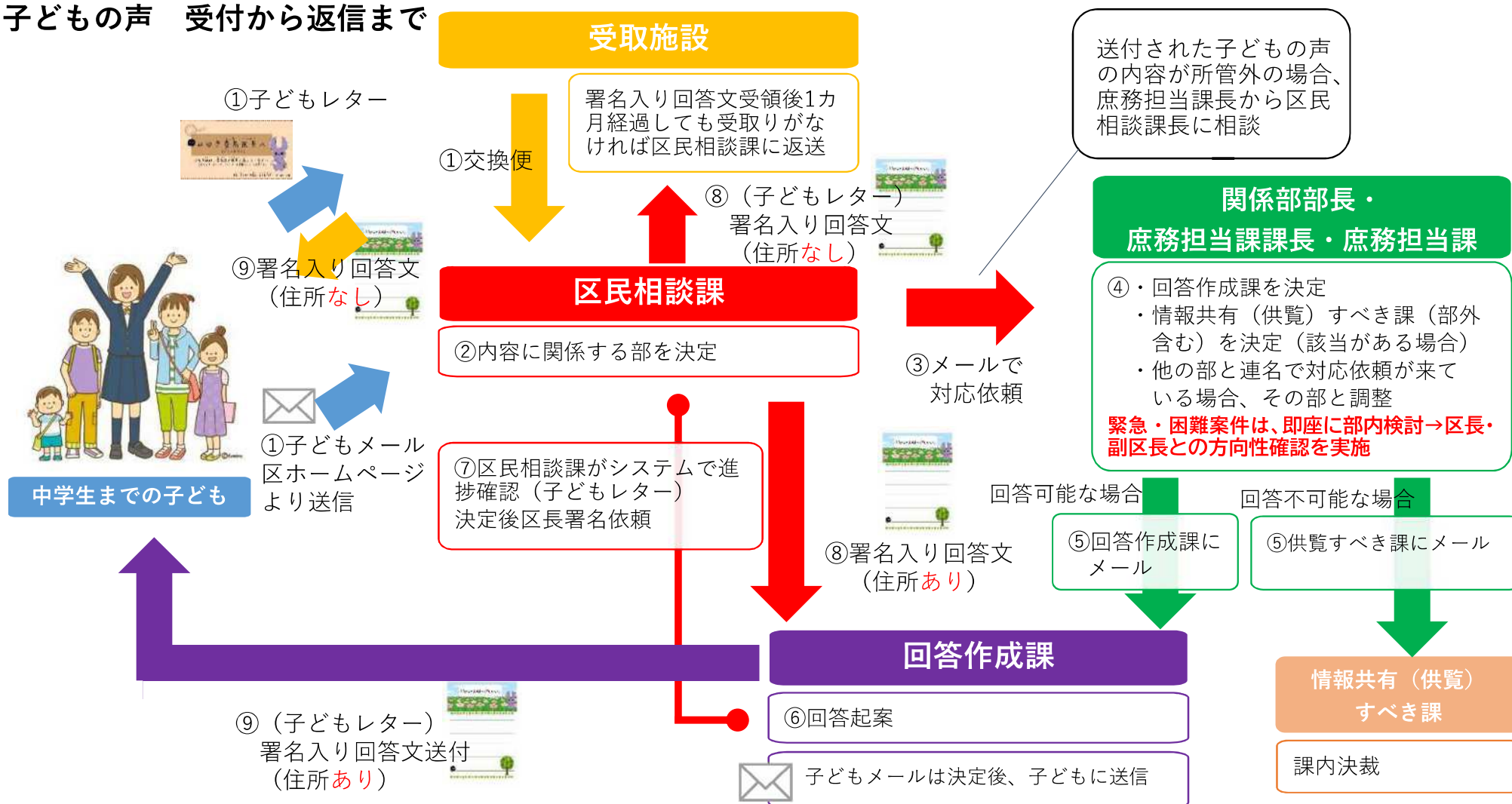


中学生からのアドバイスでチラシを作成し、配付（令和7年度）



子どもたちの声をこれまで以上に吸い上げます！

子どもの声 受付から返信まで



令和6年11月19日

子どもレター用紙配布・受取場所一覧

	配布	受取
総合案内	○	-
総合窓口課	○	○
区民相談課	○	○
子ども若者課	○	○
子育て支援課	○	○
保育課	○	○
東部子ども家庭支援センター	○	○
西部子ども家庭支援センター	○	○
東部区民事務所	○	○
西部区民事務所	○	○
ジャンプ東池袋	○	○
ジャンプ長崎	○	○
児童相談所	○	○
池袋保健所	○	○
長崎健康相談所	○	○
教育センター	○	○
子ども権利擁護センター	○	○
区民ひろば（26か所）	○	○
保育園（16か所）	○	○
図書館など（7か所）	○	○
小学校（22か所）	○	-
中学校（8か所）	○	-
幼稚園（3か所）	○	-
子どもスキップ（22か所）	○	○

豊島区子ども版広聴事業取扱い要綱

令和7年3月15日
政策経営部長 決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区子ども版広聴事業（以下、子どもの声）の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「子どもの声」とは、次に掲げる方法で区民等（中学生以下）から区長に寄せられた意見、要望、質問等（以下「意見等」）をいう。

(1) 専用書簡紙

政策経営部区民相談課で作成した子ども専用の書簡紙による意見等

(2) メール等

豊島区ホームページ等より電磁的方法で送付された意見等

(3) 個別広聴

前1号及び2号以外の方法（はがき、封書、来庁、電話、FAX等）により送付された意見等

2 前項の規定にかかわらず、寄せられた意見等が次に掲げる内容に該当する場合は、子どもの声として取り扱わない。

(1) 同条第1項に掲げる者以外の者からの意見等

(2) その他区民相談課長が認めたもの

3 前項の規定により、区民の声として取り扱わない場合であっても、当該意見の内容に関する業務を所管する課（以下「所管課」という。）の対応を要すると認めるときは、所管課に送付するものとする。

(受理)

第3条 子どもの声は、区民相談課において受け付ける。

(分類)

第4条 区民相談課長は、前条の規定により受け付けた子どもの声を次のとおり分類する。

(1) 単独の部で対応するもの

(2) 複数の部にわたるもので、部長間で協議が必要なもの

(3) 氏名、住所、メールアドレス等記載不備により、返信不可能なもの

(処理)

第5条 区民相談課長は、受け付けた子どもの声について「子どもの声処理票」により関係する部に対応を依頼する。ただし、第4条第1項第3号に該当するものについては関係する部および区長等へ供覧する。

2 区民相談課長は、受け付けた子どもの声について、区の所管でないものについても、速やかに関係する部に対応を依頼する。

3 第4条第1項第2号に該当するものについては、部長間で協議のうえ、所管部を選定する。

4 所管部長は所管課を選定し、所管課長に対応を指示する。

(所管課の処理)

第6条 所管課長は、前条の規定により依頼を受けた区民の声のうち、第4条第1項第1号に該当するものについては、次のとおり回答する。

- (1) 回答は、第3条の受付日から原則として開庁日で10日以内に行うものとする。
- (2) 所管課は公文書管理システムを用いて起案を行う。
- (3) 回答は、所管部長決定（教育部は教育長）とする。ただし、決定後の区長との協議により修正の必要が生じた場合は、改めて決定権者の決定を受けるものとする。
- (4) 回答は、文書、メール等その他適切な方法により行う。
- (5) 回答は、原則として区長名で回答する。ただし、必要に応じて所管課長名で回答することができる。
- (6) 所管課が複数ある場合は、所管課間で協議のうえ、主として対応する課を決定する。
- (7) 前号で決定した主として対応する課は、他の所管課と連携し、回答を作成する。
- (8) 区民相談課長は公文書管理システムにより進捗管理を行う。

(複数の部にわたる所管課の処理)

第7条 所管課は、第5条の規定により依頼を受けた区民の声のうち、第4条第1項第2号に該当するものについては、次のとおり回答する。

- (1) 回答は、第3条の受付日から原則として開庁日で10日以内に行うものとする。
- (2) 所管課は公文書管理システムを用いて起案を行う。
- (3) 回答は、所管部長決定（教育部は教育長）とする。ただし、決定後の区長との協議により修正の必要が生じた場合は、改めて決定権者の決定を受けるものとする。
- (4) 回答は、文書、メール等その他適切な方法により行う。
- (5) 回答は、原則として区長名で回答する。ただし、必要に応じて所管課長名で回答することができる。
- (6) 所管課間で協議のうえ、主として対応する課を決定する。
- (7) 前号で決定した主として対応する課は、他の所管課と連携し、回答を作成する。
- (8) 区民相談課長は、公文書管理システムにより進捗管理を行う。

2 第4条第1項第3号に該当するものについては課内で供覧する。

(個人情報の取扱い)

第8条 子どもの声に係る個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理しなければならない。

2 子どもの声に係る文書等の保存年限は、5年とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子どもの声の取扱いについて必要な事項は、政策経営部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。